

ワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、ワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、県産農林水産物及びその加工品（以下「県産農林水産物等」という。）の輸出を促進するため、県内事業者等（以下「事業実施主体」という。）が県産農林水産物等の海外販路開拓活動（以下「補助事業」という。）に取り組む場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助率や補助対象限度額等は別表1、補助事業の内容や補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

2 補助事業について、本県及び本県の外郭団体から他の補助金を受けている者は交付対象者から除外する。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業実施計画書	様式第2号	1部	知事が別に定める日
収支予算書	様式第3号		
輸出計画書（5ヵ年計画）	様式第4号		
グループ構成事業者一覧（共同プロジェクト型用）	別記様式1		
事業実施主体及び輸出促進活動の概要が分かる資料（2期の決算書、生産品目、生産量等が分かるもの等）	任意		
事業費積算の根拠（見積書等）	任意		
行程表（現地でプロモーション等を実施する場合）	任意		
その他知事が必要と認める書類	任意		

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業の採択基準)

第5条 補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから当該年度の予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 海外市場へ向けての事業であること。

(2) 計画している輸出促進活動の熟度や実現可能性があること。

- (3) 補助事業の実施により海外販路開拓の成果が見込めるものであること。
 - (4) 輸出に向けた取組の継続性及び将来性が高いこと。
 - (5) その他知事が特に必要と認める基準
- (交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合はあらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (5) 知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、速やかに報告すること。
- (6) 県が行う輸出実績調査に協力すること。
- (7) とやま輸出コミュニティの会員であること。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体を変更すること。
- (2) 総事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(変更承認申請書等の様式)

第8条 第6条第1号の規定による補助事業の内容の変更承認の申請及び同条第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認の申請は、変更、中止・廃止承認申請書（様式第8号）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告書（様式第5号）に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業報告書	様式第6号	1部	事業完了の日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日
収支精算書	様式第7号		
領収書等の写し	任意		
事業の内容を明らかにする資料、写真等	任意		
行程表（現地でプロモーション等を実施した場合）	任意		
その他知事が必要と認める書類	任意		

- 2 申請者は、第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等相当額が

明らかになったときは、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 申請者が第4条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、交付対象者の消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第9号によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する

別表 1

類型	申請者	事業実施主体	補助率	補助対象 限度額	補助事業の 実施期間	補助回数
トライアル型	市町村	県内事業者等	市町村が4分の3以上を補助する場合、2分の1以内	1,000 千円	単年度	通 算 2 回 まで(ただし年1回に限る)
発展型	市町村			2,000 千円	2 カ年度	通 算 1 回 まで
共同プロジェクト型	グループ(県内事業者 3 者以上かつ一次生産者1 者以上含む)を代表する県内事業者	同左	2 分 の 1 以 内	2,000 千円	単年度	同 一 グ ル ー プ に つ き 通 算 1 回 まで

別表 2

事業内容	補助対象経費	対象となる経費範囲
・海外を対象とした展示会、見本市、商談会（オンライン含む）への出展 ・海外向け商品開発研究、パッケージ改良、成分分析 ・輸出コンサルティングを活用した市場調査や戦略策定、現地プロモーターと連携した販路開拓や販促活動 ・その他輸出拡大に必要となる活動	1 出展費 (1)海外を対象とした展示会や見本市、商談会（オンライン含む）（以下、「展示会等」という。）への出展料 (2)小間装飾料 (3)展示物輸送料 2 交通費 (1)出張者の勤務先の最寄りの空港等と用務地の最寄りの空港等との間の往復の航空運賃等。1事業者2名まで（※1、4） (2)その他現地での事業実施に係る移動費 3 宿泊費 展示会等の開始前日から終了日までの宿泊費。 1事業者2名まで（※2、4） 4 その他必要経費 燃油サーチャージ、空港施設使用料、入出国税、手配旅行に係る取扱料金など渡航するにあたり必要となる経費 5 商品研究開発費 輸出向け商品の試作・実験等に要する経費 6 パッケージ改良費 図柄・デザイン改良等に要する経費 7 成分分析費 成分分析に要する経費 8 その他経費 通訳料、翻訳料など 9 委託料 コンサルティングや現地プロモーター等への委託に要する経費 10 謝金 コンサルティングや現地プロモーター等への謝金 11 役務費 補助事業の遂行に必要な補助員に要する経費 12 広報費 商談等に用いる輸出用商品の提案に必要な資料（映像を含む。）の作成に要する経費 13 海外向けインターネット通販開始費 越境ECモールへの出店登録費及び越境ECに対応するため のサイトの構築費	【トライアル型】 1～8 のみ対象 【発展型】 5～13 のみ対象 【共同プロジェクト型】 1～13 全て対象

※1 最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する。

※2 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 36 号）で定める額を上限とする。

※3 経常的な経費（事務所費等賃借料、光熱水道費等及び人件費）は、補助対象外とする。

※4 補助事業実施に必要な航空券等発注について、市町村の予算措置が整っておらず交付決定が間に合わない場合については、発注前に交付決定前着手届（別記様式 2）を提出することにより、補助対象経費とすることができるものとする。

※5 算出して得た県補助額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※6 トライアル型、発展型、共同プロジェクト型それぞれの同時申請は不可とする。

様式第 1 号

年 月 日

富山県知事

殿

申請者 住所(市町村の場合は不要)
名称及び代表者氏名

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金交付申請書

年度においてワンチームとやま海外販路拡大支援事業を実施したいので、ワンチームとやま海外販路拡大支援事業補助金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 輸出計画書（様式第 4 号）

第 1 事業の目的

第 2 事業実施主体の概要

（１）企業名	
（２）所在地及び代表者名	
（３）設立年月日	
（４）構成員（又は従業員）数	

第 3 支援事業の型

支援事業の型 (いずれかに○をしてください。)		トライアル型
		発展型
		共同プロジェクト型

第 4 事業の内容

活動名	実施時期	活 動 内 容

第5 実施スケジュール（※トライアル型、共同プロジェクト型の場合は、記載不要）

（1）事業年度別の事業計画

事業内容	年（1年目）	年（2年目）

（2） 年度（ 年目）の事業実施計画

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 外部委託する場合は、相手先概要、委託内容を事業内容に記載すること。

様式第3号（第4条関係）

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業収支予算書

第1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業対象 事業費 A + B + C	負 担 区 分		
		県 費 A	市町村費 B	その他 C
	円	円	円	円

第3 事業完了予定年月日 年 月 日

第4 収支予算

1 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※共同プロジェクト型の場合は、市町村費を0円とすること。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業 輸出計画書

第 1 企業概要

（1）事業概要：主要商品、主要販路等

--

（2）輸出実績（前年）

相手国・地域	輸出商品	輸出金額（千円）／年	貿易形態 （直接・間接）

（3）輸出の経営上の位置づけ

--

（4）これまでの輸出に係る取組みと課題

（海外見本市への出展経験がある場合は記載してください。）

--

第2 輸出計画（5ヵ年計画）

（1）輸出目標額 （単位：千円）

輸出商品	現状値 (年)	中間年 (年)	最終年 (年)

（2）輸出重点品目、選定の理由

輸出重点品目	選定の理由

（3）対象国・地域、選定の理由

対象国・地域	選定の理由

（4）輸出拡大に向けた今後の具体的取組内容、スケジュール

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

申請者 住所(市町村の場合は不要)
名称及び代表者氏名

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業実績報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号でワンチームとやま海外販路拡大
支援事業費補助金の交付決定の通知のあった 年度ワンチームとやま海外販路拡大支
援事業について、富山県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を次の関係書類を
添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第 6 号）
- 2 収支精算書（様式第 7 号）

第 1 事業の目的

第 2 事業実施主体の概要

(1) 企業名	
(2) 所在地及び代表者名	
(3) 設立年月日	
(4) 構成員（又は従業員）数	

第 3 支援事業の型

支援事業の型 (いずれかに○をしてください。)		トライアル型
		発展型
		共同プロジェクト型

第 4 事業の内容

活動名	実施時期	活 動 内 容

第5 実施スケジュール（※トライアル型、共同プロジェクト型の場合は、記載不要）

（1）事業年度別の事業計画

事業内容	年（1年目）	年（2年目）

（2） 年度（ 年目）の事業実施計画

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 外部委託した場合は、相手先概要、委託内容を事業内容に記載すること。

第6 活動成果

■取引実績

■取引見込みと今後の対応

■現状の課題と必要な支援

第7 添付書類

各活動の実績書類（実施写真など）

様式第 7 号（第 9 条関係）

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業収支精算書

第 1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

第 2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業対象 事業費 A + B + C	負 担 区 分		
		県 費 A	市町村費 B	その他 C
	円	円	円	円

第 3 事業完了年月日 年 月 日

第 4 収支精算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※共同プロジェクト型の場合は、市町村費を 0 円とすること。

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

申請者 住所(市町村の場合は不要)
名称及び代表者氏名

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令 第 号で交付決定の通知のあった 年度
ワンチームとやま海外販路拡大支援事業について別紙のとおり変更したいので、ワンチームと
やま海外販路拡大支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請し
ます。

注）様式第 1 号に準じて、事業費及び収支予算額については、変更内容が分かるように両者を 2
段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所(市町村の場合は不要)
名称及び代表者氏名

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け富山県指令 第 号で交付決定のあったワンチームとやま海外販路拡大支援事業費補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

年 月 日現在

補助金交付 決定額①	既受領額	今回請求額	概算払 予定額②	備考 ②／①
円	円	円	円	%

別記様式1（共同プロジェクト型用）

グループ構成事業者一覧

事業者名		代表者職・氏名	
業種		主たる商品	
住所			
電話番号			
担当者職・氏名		担当者メールアドレス	

事業者名		代表者職・氏名	
業種		主たる商品	
住所			
電話番号			
担当者職・氏名		担当者メールアドレス	

事業者名		代表者職・氏名	
業種		主たる商品	
住所			
電話番号			
担当者職・氏名		担当者メールアドレス	

※ 4 事業者以上の場合は適宜表を追加

年 月 日

富山県知事 殿

市町村長名

年度ワンチームとやま海外販路拡大支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、交付対象者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

事業区分	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由 (どのような理由で交付決定前着手が必要かを記載)
トライアル型		年 月 日	年 月 日	
発展型		年 月 日	年 月 日	

(備考)

交付対象者の交付申請書類（添付書類含む）の写しを添付すること。